

# 第二次いわき市 子ども・子育て支援事業計画 -案-

## 第1章 計画の概要

### 1 計画期間・対象

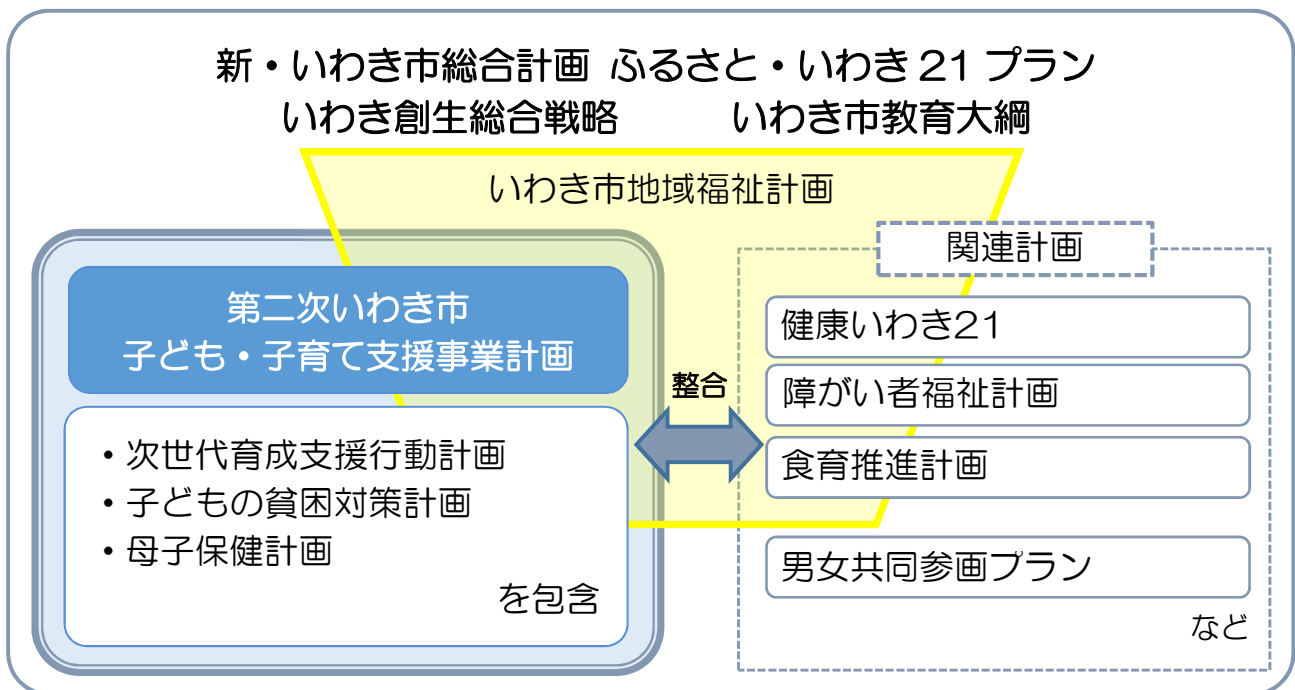
- ◆ 計画期間：令和2年度から令和6年度（5か年）
- ◆ 対象者：概ね18歳未満の子どもとその家庭

### 2 計画の位置づけ

現計画の見直しによる第二次計画とする。

- ◆ 子ども・子育て支援法に基づく法定計画として策定すること
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として策定すること
- ◆ 思春期の保健対策等を加えた母子保健計画を包含すること
- ◆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含すること

【計画の位置づけ】



## 第2章 現状と課題

### 1 子ども・子育てをめぐる現状

- ◆ 各種統計結果等を基に把握
  - ・ 児童人口の減が総人口の減を上回っており、少子高齢化が一層進行
  - ・ 児童数が減少する反面、保育所等の利用者数・利用率は上昇傾向
  - ・ 児童虐待や子どもの貧困問題などが顕在化 など
- ◆ 潜在ニーズ等を把握するためのアンケート調査を基に把握
  - ・ 子育てに不安などを感じている保護者が比較的多い（H26 調査時と同程度）
  - ・ （子どもの生活実態調査の結果から加筆） など

### 2 子ども・子育てをめぐる課題

#### （1）現計画の総括について

- ◆ 子ども・子育て支援法に定められた 13 事業はすべて着手。基本目標、基本施策に掲げた取組みを計画的かつ着実に推進
  - ・ 母子保健及び子育てコンシェルジュによる相談体制を整備
  - ・ 認定こども園の認可や放課後児童クラブの整備等を推進
  - ・ 妊産婦健康診査事業や産後ケア事業等を拡充
  - ・ 学校、幼稚園、保育所、子どもの遊び場や道路側溝等の除染 など

#### （2）現計画の総括を踏まえた課題

- ・ 少子高齢化や核家族化など、社会情勢等の変化などにより増加している子育ての負担感や不安感の軽減を図ること
- ・ 子育て世帯のニーズに対応する的確な情報提供を行うこと
- ・ 保育需要の増加や多様化に対応した保育環境を整備すること
- ・ 児童虐待や子どもの貧困などの様々な課題に対応すること など

## 第3章 基本方針

### 1 基本理念

#### ○ 基本理念 ○

基本理念については、現計画の考え方を踏襲しつつ、より分かりやすく、伝わりやすい表現とするため、キャッチフレーズ的な文言に変更してはどうか。

#### 【考え方】

##### 【現計画の基本理念と考え方】

##### ① 基本理念

すべてのこどもが、家庭や社会の中で、ひとしく、すこやかにはぐくまれ、自らも成長し、未来（みらい）をひらいていくことができるよう支援していく

##### ② 考え方

子どもは未来を築くかけがえのない存在であり、子どもたちを等しく「すこやかに」育むのは、「笑顔あふれる」家庭、「成長を見守り、助ける」地域社会全体と考えます。

そして子ども自らも、家庭、地域社会とともに考え、成長しながら、将来、家庭はもとより、復興を目指す地域社会を支える人材や国際社会等へはばたく人材となります。

そのための未来（みらい）へつながる施策を推進し、支援していきます。

## 2 基本目標

### 基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てるために

相談体制の充実など、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備に取り組めます。  
多様なニーズに対応できる教育・保育環境の整備など、就労と子育ての両立の支援に取り組めます。

### 基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育まれるために

子どもの権利が守られ、自分を大切にすることを育むことができる環境づくりや、子どもの健康、疾病の予防、生活習慣の基礎づくりなどに取り組めます。  
様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を高めるための豊かな学びの土壌づくりに取り組めます。

### 基本目標Ⅲ 支援を必要とする子どもとその家庭のために

きめ細かな相談対応や継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などに取り組めます。  
ひとり親家庭等の負担軽減を図るなど、配慮が必要な家庭を支え、安心して子育てができる環境づくりに取り組めます。

### 基本目標Ⅳ 子育てを地域全体で支えるために

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域における様々な主体が連携しながら、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりに取り組めます。

### 3 施策の体系

#### 基本目標

#### 基本施策

I 安心して子どもを産み育てるために

I-1  
安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

I-2  
就労と子育ての両立支援

II 子どもが健やかに育まれるために

II-1  
健やかな心が育まれるための支援

II-2  
子どもが健康に育つための支援

II-3  
切れ目のない療育支援

II-4  
確かな人間力を育む教育の推進

III 支援を必要とする子どもとその家庭のために

III-1  
児童虐待防止対策の推進

III-2  
子どもの貧困対策の推進

III-3  
ひとり親家庭等への支援

IV 子育てを地域全体で支えるために

IV-1  
共創による子育て支援

IV-2  
子育て支援に関わる人材の育成

## 第4章 子ども・子育て支援施策

### 基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てるために

#### I-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

- ◆ 少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会の変化に伴い生じる様々なニーズに対応し、妊娠・出産・子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援や情報提供の充実を図るなど、引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が求められています。
- ◆ 希望する妊娠・出産を実現し、地域の中で安心して育児ができるよう、正しい知識の普及・啓発や相談支援等の一層の充実、健診の受診率向上、関係機関との連携強化等が必要となっています。
- ◆ 子育て世帯が安心して子どもを産み育てるため、家庭はもとより、地域社会全体でも、安全・安心に配慮した生活環境づくりの充実が必要となっています。

#### (1) 相談体制・情報提供の充実

妊娠や出産、子育てに関する不安や悩みを早期に解消するため、相談窓口の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談体制の確立に努めます。

また、子育てに関する情報を一元管理し、多様な媒体を活用した情報発信に努めるとともに、保護者同士による仲間づくりや交流の場・機会を提供します。

#### [主な取組み]

- ・ 母子保健及び子育てコンシェルジュ等による相談体制の充実
- ・ 子育て親子の交流・相談を行う地域子育て支援拠点事業の実施
- ・ 子育て支援アプリ等による情報発信

## (2) 妊娠・出産・産後への支援

妊娠・出産、さらには、出産後の不安を軽減するとともに、子どもの健やかな成長が図られるよう、各種健康診査や相談事業などを通じた支援を推進します。

### [主な取組み]

- ・ 妊産婦健診事業
- ・ いわきっ子健やか訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- ・ 不妊治療費助成事業

## (3) 安心して子育てできる生活環境の整備

子どもや子育て家庭が地域の中で安心して生活できるよう、事故防止対策や教育・保育環境の充実を図るなど、安全・安心のまちづくりに努めます。

### [主な取組み]

- ・ 三世代同居・近居支援事業
- ・ 赤ちゃんの駅事業
- ・ 都市公園等における遊具の点検・改修

## I-2 就労と子育ての両立支援

- ◆ 共働き世帯の増加や保護者の働き方の多様化などに対応し、子どもの健やかな成長を支えるため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等をはじめとする多様な教育・保育環境の充実が求められています。
- ◆ 妊娠・出産・子育てについて自らの意思が尊重され、仕事と家庭、地域生活との両立を図ることができるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの確保に向けた意識の醸成や環境の整備が必要となっています。

### (1) 多様な教育・保育環境の整備

共働き世帯の増加や就労形態等の多様化に伴う、保育ニーズの高まりに対応するため、認定こども園や小規模保育事業などによる受け皿の確保をはじめ、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の多様なニーズに対応する環境の整備に努めます。

#### [主な取組み]

- 延長保育事業、一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### (2) 子育てしやすい雇用環境の整備

仕事と子育てを両立し、子育てしやすい環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の浸透を図ります。

また、企業に対し、育児休業制度を含む子育てに関わる各種制度の普及・啓発を行うなど、多様な働き方についての理解促進に努めます。

#### [主な取組み]

- 女性活躍推進企業の認証やイクボス宣言企業の支援
- 育児休業制度の普及推進に向けた各種セミナー等の開催



## 基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育まれるために

### Ⅱ-1 健やかな心が育まれるための支援

- ◆ 保育所や学校、家庭、地域社会等、あらゆる環境下において、子どもが人格を持った1人の人間として尊重され、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの現在（いま）を大切にしながら、1人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。
- ◆ 子ども1人ひとりが、「かけがえのない大切な存在」として、いのちや人と人との絆を大切に、健康で豊かな心が育まれるよう、家庭、地域、学校などの関係機関が連携・協力しながら支援を行う必要があります。

#### (1) 子どもの人権尊重・健全育成

「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもを1人の人間として尊重するとともに、子どもを大切に育てる社会をつくるため、子どもの人権に関する啓発等を積極的に推進します。

また、いじめや不登校への対策、思春期等における保健対策などの充実を図るなど、子どもの健やかな成長を支援します。

#### [主な取組み]

- ・ 「いのちを育む教育」の推進
- ・ 子ども健康教育相談・健やか教育相談
- ・ スクールカウンセラー等の配置

## Ⅱ-2 子どもが健康に育つための支援

- ◆ 子どもが健康で安全・安心に暮らしていくことができるよう、家庭や保育所等と連携した幼児期からの生活習慣の基礎づくりや健診受診、疾病の予防等に努めていく必要があります。
- ◆ 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医をはじめ、医療に携わる人材の確保、関係機関の連携強化など、小児医療提供体制の充実を図る必要があります。

### (1) 生活習慣の基礎づくり

幼児期から正しい生活習慣を身に付けるため、妊婦及び保護者に対する健康教育の充実を図り、生活習慣の確立に向けた支援を推進します。

また、学校・家庭・地域など多様な主体と連携を図りながら、幅広く生活習慣に関する知識の普及啓発を推進します。

#### [主な取組み]

- ・ 乳幼児健康診査（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）
- ・ 食育教室や離乳食教室等の開催

### (2) 疾病予防の充実

予防接種事業を推進するとともに、乳幼児健康診査や健康教育等の充実により、疾病予防・健康増進に関する情報提供等に努めます。

#### [主な取組み]

- ・ 予防接種事業
- ・ フッ化物洗口事業

### (3) 小児医療の充実

地域において、子どもが安全で良質な医療サービスを受けられるよう、関係機関と連携を強化し、小児医療提供体制や周産期医療体制の整備等のさらなる充実を図ります。

#### [主な取組み]

- ・ 乳幼児医療費、子ども医療費助成事業
- ・ 小児・周産期・母子医療の充実

## Ⅱ-3 切れ目のない療育支援

- ◆ 障がいのある子どもの育ちを支えていくためには、早期の「気づき」と関係機関の連携による子どもや家族の状態に応じた適切な支援を行うことが必要です。
- ◆ 小学校入学など、大きな環境の変化により、子どもや保護者が抱く不安などを軽減するため、保育所、幼稚園、小学校等の連携による切れ目のない支援を行う必要があります。

### (1) 障がいの早期発見・相談・支援

保護者等の相談に的確に応じ、適切な療育機関に誘導するなど、早期に発達支援を受けることができるよう、子どもとその保護者を支援します。

また、ライフステージに合わせ適切で幅広い療育支援が受けられるよう、関係機関が連携を図りながら、一貫した療育支援を提供できる体制づくりを推進します。

#### [主な取組み]

- 乳幼児発達医療相談会の開催
- 発達障がい児等を養育する保護者を対象とするペアレント・トレーニングの実施
- いわきっ子入学支援シートの活用による切れ目のない支援

## Ⅱ-4 確かな人間力を育む教育の推進

- ◆ 人格形成の基礎となる重要な幼児期において、様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を身に着けるため、成長過程に応じた適切な教育活動など、豊かな学びの土壌づくりに取り組む必要があります。
- ◆ 「生きる力」を育成するため、家庭・学校・地域等が、有機的に協働し、「多様な主体による協働型の教育」を推進していく必要があります。

### (1) 家庭教育・学校教育の充実

子どもの成長に応じた家庭教育を推進するため、保育所、幼稚園、学校及び公民館等の関係機関が連携した取組みに努めます。

また、知・徳・体をバランスよく育成し、「生きる力」を育むため、学校教育の充実を図るとともに、家庭・学校・地域等の多様な主体による協働型の教育を推進します。

#### [主な取組み]

- 家庭教育講座の開催
- 「学びの習慣づくり」推進事業
- 生徒会長サミット事業

### Ⅲ-1 児童虐待防止対策の推進

- ◆ 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが懸念されるため、関係機関、地域が連携し、虐待の予防、早期発見など、地域で子どもを守る対策の強化が必要です。
- ◆ 子ども自身も、一人の人間として大切にされ、守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを地域全体で伝えていく必要があります。

#### (1) 児童虐待防止対策の推進

大人と子どもへの児童虐待防止の意識啓発を推進し、関係機関や地域が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、それら家庭の支援を行うなど、総合的な児童虐待防止対策を推進します。

##### [主な取組み]

- 家庭相談員等の配置
- 要保護児童対策地域協議会の開催

## Ⅲ-2 子どもの貧困対策の推進

- ◆ 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てるよう、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等を行う必要があります。
- ◆ 生活に困窮する子育て世帯が地域で孤立を深めないようにしつつ、関係機関が連携し、それぞれの家庭の情報を活用し、効果的な支援につなげていく必要があります。

### (1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活に困窮する子育て世帯への子どもの学習支援や保護者の就労支援、経済的な支援を行うなど、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を推進します。

#### [主な取組み]

- 幼児教育・保育の無償化
- 保育所等が行う実費徴収への補足給付
- 生活困窮世帯等を対象とした子どもの学習支援

## Ⅲ-3 ひとり親家庭等への支援

- ◆ ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭は、経済的にも精神的にも子育ての負担が大きい傾向にあることから、支援を必要とする家庭が安心して子育てできるよう、総合的に支援を行っていく必要があります。

### (1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子育てを支援するため、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金のほか、就業支援や生活に密着した相談指導等を実施し、保護者の子育てに対する負担や不安の軽減を図ります。

#### [主な取組み]

- ひとり親家庭への医療費給付事業
- 児童扶養手当
- 父子母子福祉手当

---

## (2) 障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもへの療育支援等の充実を図るとともに、その家庭に対する支援を充実し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

### [主な取組み]

- 重度心身障がい者への医療費給付事業
- 特別児童扶養手当
- 重度心身障害児童福祉金

外国にルーツを持つ子どもがいる家庭、多胎児がいる家庭や障がいを持つ保護者がいる家庭等についても、個々の状況やニーズを的確に把握しながら、既存の取組みの中で支援していきます。

## Ⅳ-1 共創による子育て支援

- ◆ 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもを守り、育てていくことができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めていく必要があります。
- ◆ 地域の関係者やNPO法人、子育て支援団体などの関係機関と行政が連携し、地域全体で子育てを支援する共創の仕組みづくりを進める必要があります。

### (1) 子育てに関わる地域活動や相互支援の推進

子育て家庭が孤立することのないよう、NPO法人や子育てに関わる団体との連携、地域との交流・相互支援の促進を図るなど、子育て家庭を地域全体で支援する体制の確立に努めます。

#### [主な取組み]

- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業

## Ⅳ-2 子育て支援に関わる人材の育成

- ◆ 多様な教育・保育の環境整備により、保育の受皿を確保するため、保育士や幼稚園教諭をはじめとする子育てに関わる人材の確保に取り組む必要があります。
- ◆ 質の高い教育・保育を進めていくため、子育てに関わる人材の知識や技能等の習得に向けて取り組んでいく必要があります。

### (1) 子育て支援に関わる人材の育成

子育て支援に関わる人材の確保、育成に向け、人的資源の発掘や若年層への働きかけ、各種研修の実施など、様々な取組みを推進します。

#### [主な取組み]

- ・ 潜在保育士復職支援研修会の開催
- ・ 子育て支援員研修事業

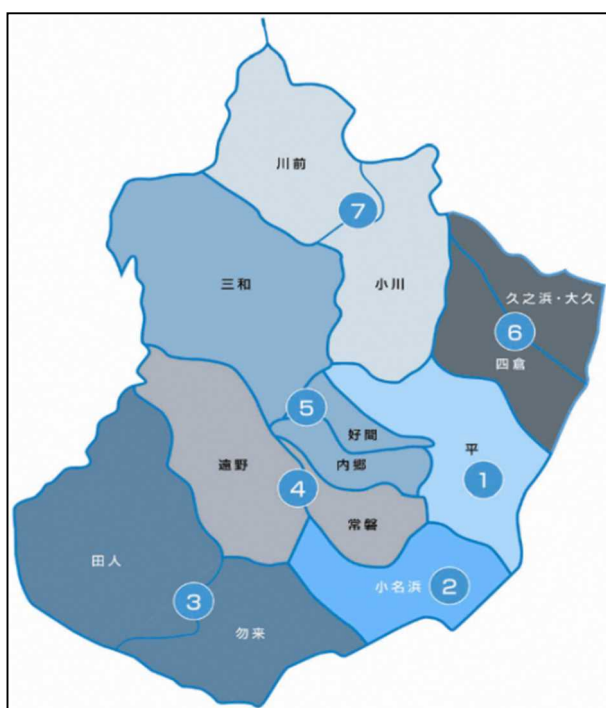


## 第5章 需給計画 … (別紙参照)

### 1 制度の概要

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める「教育・保育提供区域」は、保健福祉等の申請・相談窓口となっている地区保健福祉センター単位（7区域）に設定。



- ①平地区
- ②小名浜地区
- ③勿来・田人地区
- ④常磐・遠野地区
- ⑤内郷・好間・三和地区
- ⑥四倉・久之浜・大久地区
- ⑦小川・川前地区

#### (2) 事業等ごとの区域設定

##### ■教育・保育施設及び地域型保育事業の区域設定

認定区分	区域
1号認定～3号認定 (幼稚園・保育所、認定こども園、地域型保育事業)	7区域

## ■地域子ども・子育て支援事業の区域設定

認定区分	区域
利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健診 乳児家庭全戸訪問事業（いわきっ子健やか訪問事業） 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ	7区域
実費徴収に係る補足給付事業 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市

## 2 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### （1）認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

- ・ 認定こども園は、保護者の就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できるほか、低年齢児（0～2歳児）が3歳になっても同じ施設で環境を変えることなく通園できます。
- ・ 本市では、こうした特徴を活かしながら、引き続き、低年齢児の保育の受け皿を確保していくため、今後も必要な範囲で、既存施設から認定こども園への移行を進めていくこととします。

### （2）質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

- ・ 子ども・子育て環境の充実と、安定的な人材の確保に努めます。
- ・ 幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに指導監督等の実施などを通じて、子育て支援に関わる人材の創出や育成、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ります。

### (3) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

- ・ 地域型保育事業所の卒園児の受入れ及び、事業所の職員が病気や研修受講等により保育の提供ができない場合などの代替保育の確保を図るため、幼稚園、保育所又は認定こども園等の連携施設を確保します。
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼稚園・保育所等における遊びなどを通じた幼児教育が小学校以上の学習へスムーズにつながるよう努めます。
- ・ 切れ目のない体制を構築する観点から、特に乳幼児期の発育発達面に問題を持つ子どもや障がい児等に関する相談・支援についても、就学前から就学後において、これまで以上に円滑につなげていく取組み等を進めていきます。

### (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

- ・ 施設等利用給付については、保護者への償還払いのほか、各利用施設による法定代理受領が認められ、その具体的な方法については、公正かつ適正な支給、保護者の利便等を勘案して定めることとされています。
- ・ 本市においては、施設や保育の形態に応じ、新制度未移行の幼稚園については、各利用施設による法定代理受領とするほか、幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等については、保護者の手続きや支給回数などを配慮しつつ、保護者への償還払いとし、保護者の利便性や経済的負担の軽減に努めます。
- ・ 公正かつ適正な支給の確保を図るため、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務執行について適切に取り組みます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制・進捗管理

- 市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）において、点検・評価を実施。
  - ・ 「需給計画」は、施設・事業の認可状況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、必要の都度、見直しを実施。
  - ・ 個別の取組みについては、毎年度、点検・評価・見直しを実施。